

諮問番号：平成29年度諮問第2号
答申番号：平成29年度答申第1号

平成29年 8月 3日

伊丹市長

藤原 保幸 様

伊丹市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 山 下 淳

答 申

伊丹市個人情報保護条例（以下、「条例」という。）第7条第2項第5号及び条例第14条第2項第5号の規定に基づく、平成29年7月13日付伊総危第466号による諮問「避難行動要支援者支援制度に係る個人情報の収集及び提供について」について下記のとおり答申します。

記

- (1) 伊丹市避難行動要支援者支援制度においては、避難行動要支援者登録同意確認書により、緊急連絡先の氏名、本人との関係、住所、連絡先といった個人情報を、避難行動要支援者を通じて緊急連絡先本人の同意を得たうえで収集し、及び避難支援等関係者に提供することとしており、そのため必ずしも緊急連絡先本人の同意が得られているとはいえない可能性があるため、条例第7条第2項第5号及び第14条第2項第5号の手続きを採ることによって、本人の同意がなくとも収集及び提供できるようにしておくことは適切かつ慎重な対応であるといえることができる。
- (2) 避難行動要支援者名簿の作成にあたって、緊急連絡先を把握することは必要不可欠であるが、市が緊急連絡先本人から直接収集し、あるいは直接同意を確認することは、事務処理上著しく困難であると認められる。また、緊急連絡先を含む名簿情報を避難支援者に提供することには公益上の必要があると認められる。
- (3) しかし、伊丹市避難行動要支援者制度が同意に基づくことを前提とする制度であることに鑑み、市においては、その後の平常時の見守り活動や要支援者一人ひとりの個別計画の策定などを通じて、制度の趣旨・目的等について緊急連絡先本人の理解と了解を得るよう努められたい。

■審査会審議等の経過

開催日	内容
平成29年7月13日	諮問の受理
平成29年7月13日	第1回審議

■伊丹市情報公開・個人情報保護審査会

氏名	役職等	備考
山下 淳	関西学院大学法学部教授	会長
菊井 康夫	弁護士	委員
益澤 彩	甲南大学法学部講師	委員
渋谷 元宏	弁護士	委員
寺岡 とも子	伊丹市人権擁護委員	委員